

環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等**(建築物に係る契約について)****(1) 本契約に関する基本的事項**

建築物の新築または大規模な改修に係る設計を委託する場合にあっては、原則として設計成果における環境保全性能を、委託仕様書等に定めて発注を行うこと

建築物の新築または大規模な改修に係る設計業務のうち、設計上の工夫により特に温室効果ガス等の排出抑制に効果が大きいと判断される業務については、技術提案のテーマとして、温室効果ガス等の排出抑制に関する内容（自然エネルギーの積極的な利用を含む）を盛り込んだプロポーザル方式（以下「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用し、その技術的能力を審査した上で、相応の技術力を有する設計者を選定すること

環境配慮型プロポーザル方式により温室効果ガス等の排出抑制に関する技術提案を求めた場合であって、特定された設計者の技術提案内容が特に優れ、業務委託仕様書等に反映することが妥当である場合は、その内容を業務委託仕様書に反映し、温室効果ガス等の排出抑制に関して、当該技術提案の内容を踏まえた工夫が確実に実施されるようにすること

環境配慮型プロポーザル方式を採用し、業務委託仕様書等に反映させた場合にあっては、設計成果について、LCCO₂や建築物総合環境性能評価システム等を活用した総合的な環境性能を評価することが望ましい

環境配慮型プロポーザル方式を採用する場合にあっては、提案者に適切な情報を提供するとともに、検討のための十分な時間が確保されるように配慮した発注を行うこと

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

環境保全性能の規定

- ・ 「官庁施設の環境保全性に関する基準」(平成 17 年 3 月 31 日国営環第 7 号) や住宅の用途にあっては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準」(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)等を参考に、設計業務の成果に求める建物の環境保全性能を定める
- ・ ただし、上記基準の適用範囲については検討の必要がある

環境配慮型プロポーザル方式の採用

- ・ 環境配慮型プロポーザルを活用することによる優れた手法の発掘・蓄積と環境配慮設計技術の向上
- ・ プロポーザルの実施に当たって、設計者の有する技術力を公平性・透明性

確保の観点から客観的に評価することが不可欠

- ・ 温室効果ガス等の排出抑制に関して、技術提案内容の業務委託仕様書等への反映等による実効性の担保

設計成果の評価

- ・ 「官庁施設の環境保全性に関する基準」、「評価方法基準」又は建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）等による評価を推奨

（３）本契約方式の方法等

設計上の工夫によって温室効果ガス等の排出抑制に一定以上の効果が期待される建築物の設計にあつては、技術提案に当たって温室効果ガス等の削減に関する技術提案を求めることが適切である。

本契約方式は、設計成果となる建築物の環境保全性能を規定することにより、確実に環境配慮のなされた施設整備の推進を図る第一段階と、環境配慮型プロポーザル方式を推奨することにより、温室効果ガス等の削減に関する優れた手法の発掘や蓄積が図られ、環境配慮設計の技術力の向上を促進する第二段階という、建築物の設計における２段階の環境配慮を進めることを目的としている。

環境保全性能の規定

環境保全性能の規定の方法の一例として、「官庁施設の環境保全性に関する基準」第３章の記述や住宅の用途にあつては「評価方法基準」の省エネルギー対策等級規定等を利用することが考えられる。

環境配慮型プロポーザル方式の採用

環境配慮型プロポーザル方式の場合にあつては、設計者の当該技術提案の内容を設計業務に反映することが妥当であると判断される場合には、当該技術提案の内容を設計業務へ反映させるべき項目として業務委託仕様書に規定するとともに、温室効果ガス等の排出抑制に関して提案内容を踏まえた設計となるよう必要な内容を規定し、温室効果ガス等の排出抑制について一定の成果を、発注案件の目的に支障がない範囲において担保することとする。

（４）検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ 環境配慮型プロポーザル方式の評価基準の検討
（設計段階で省エネルギー効果の保証をどれだけ求めるか等）
- ・ 公平性、透明性、客観性を確保するための手順の検討
- ・ 契約に当たっての契約書への記載事項
- ・ 設計以外の契約（設備・機器を設置または更新する場合など）の環境配慮についての検討